

大阪狭山市自治基本条例について

自治基本条例がめざすもの

自分たちができることは、
話し合って、協力して、
自分たちで解決しながら
まちづくりをめざします。
(市民自治の確立)



大阪狭山市マスコットキャラクター
さやりん

自治基本条例は、誰もが主体的にまちづくりに参画し、**市民自治を確立**するための基本原則をさだめています。

市民自治の基本原則とは？

市民参画

市は市民参画制度の整備に努めることで、市民の参画を保障するものとします。

協働

市民、議会、市はお互いを尊重し、共通の目的を達成するために、協力しあうことで、よりよいまちづくりを推進するものとします。

情報の共有

まちづくりを推進する上で必要な市政に関する情報を市民、議会、市で共有するものとします。

議会

議員

市民

個人・事業者

市

市長・その他の執行機関

人権の尊重

市民、議会、市は市民一人ひとりの人権を尊重するものとします。



市民のみなさまは、4つの制度を通じて市政へ参画することができます。

審議会等への参画

- 審議会は市の計画についての審査、審議、調査等を行うために設置され、市民はこの審議会に参画して、市の計画に意見を述べることができます。

市民意見提出手続

- 市民生活に大きな影響を及ぼすような重要な条例や計画を制定する場合に、事前に条例案や計画案に意見を提出することができます。パブリックコメント制度などが該当します。

住民投票制度

- 市長は、市政に関する重要事項について、必要と認められたときは、市民の意思を直接確認することができます。市民は重要事項について投票することで意思を示すことができます。

学習機会の提供

- 市民は市が実施するまちづくり大学や生涯学習出前講座で、市の事業や施策、まちづくりに対して理解を深めることができます。

大阪狭山市自治基本条例(前文)

大阪狭山市は、古事記、日本書紀にも記された日本最古のため池として知られる狭山池をまちの中央に抱き、狭山神社や三都神社、陶器山などに身近な緑が残り、それらの空間は市民の憩いや安らぎの場として親しまれています。

教育、福祉、医療などの環境も整っていて、日常生活の快適さを実感できるまち、市民の文化活動やボランティア活動の盛んなまちとして発展してきました。

地方分権の進展や少子高齢化の進行、人口減少社会の到来など大阪狭山市を取り巻く環境が大きく変化する中、様々なまちづくりの課題に的確に対応していくためには、市政のあり方をできるだけ市民に身近なところで決定する市民自治によるまちづくりを推進することがたいへん重要になってきています。

市民自治によるまちづくりを推進するためには、お互いの立場や考え方の違いを認め合い、合意に向けて対話を重ねることが重要であり、そこで生まれた人と人のつながりが、市民力、地域力となってまちづくりを進めていく原動力になると私たちは信じています。

私たちは、先人の英知とたゆまぬ努力によって発展してきた大阪狭山市を次世代に引き継いでいくために、日本国憲法に掲げられた地方自治の本旨に則り、市民、議会及び市がそれぞれ市民自治の担い手であることを自覚し、誰もが主体的にまちづくりに参画し、協働する市民自治の確立をめざして、この条例を制定します。



市民の権利



- 市民は、市政に関する情報について知る権利を有します。
- ② 市政に参画する権利
- 市民は、市政に参画する権利を有します。

市民の責務



- ① まちづくりの努力
- 市民は、協力しながらまちづくりを推進するよう努めなければなりません。
- ② まちづくりへの積極的な取組
- 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、まちづくりに取り組むよう努力しなければなりません。

